

経営事項審査結果通知書の更新・有効期限切れにご注意ください

「経営事項審査」とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査です。経営事項審査を受けていない場合、建設工事の入札に参加することはできません。

また、経営事項審査結果通知書の有効期限は、建設業法により審査基準日から**1年7ヶ月**となっており、この期間を過ぎると建設工事の入札に参加することができなくなります。有効期限が切れる前に、**経営事項審査の更新手続き**を行ってください。

経営事項審査の有効期間

経営事項審査の有効期間は、結果通知書(経営事項審査)を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間です。

この「1年7ヶ月」の期間は、決算日を基準日とする審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってからの期間ではありませんので、ご注意ください。